

建物更生共済にかかる地震保険料控除の経過措置選択適用について

建物更生共済にかかる地震保険料控除の適用について、次のとおりご案内します。

適用にあたっては、平成19年1月1日以後契約は次の1.を、平成18年12月31日以前契約は次の1.および2.を、それぞれご確認ください。

1. 地震保険料控除

平成19年1月1日より地震保険料控除が創設され、一定の要件に該当する建物更生共済については、所得税法上、次の額が地震保険料控除の対象となります。

なお、共済掛金振替払特約により、転換充当・一時資金充当した場合は、税法上、一時払掛金として取り扱われるため、その部分の地震保険料控除対象掛金の地震保険料控除の適用は初年度のみとなります。

	共済掛金のうち地震保険料控除対象掛金	所得控除額
建物更生共済	50,000円以下	地震保険料控除対象掛金の額
	50,000円超	50,000円

注) 住民税の場合、地震保険料控除対象掛金の2分の1 (2.5万円限度) が所得控除額となります。

●下の証明書の場合、地震保険料控除対象掛金は、**A** 控除対象掛金証明額欄の20,000円であり、上の表から所得控除額も20,000円となります。

2. 旧長期損害保険料による地震保険料控除 (以下「旧長期損害保険料控除」という)

(1) 旧長期損害保険料控除

平成18年12月31日までに締結された共済期間10年以上の一定の要件に該当する建物更生共済については、所得税法上、経過措置により、次の額について旧長期損害保険料控除を選択することができます。なお、平成19年1月1日以後に一定の変更等があった場合、経過措置の選択ができなくなります。

	支払った共済掛金の額	所得控除額
建物更生共済 (共済期間10年以上)	10,000円以下	支払った共済掛金の額
	10,000円超 20,000円以下	支払った共済掛金の額 × 1/2 + 5,000円
	20,000円超	15,000円

注) 旧長期損害保険料控除を選択した契約が複数ある場合でも、1.5万円が経過措置適用の限度となります。

なお、住民税の場合は、1万円が所得控除額の限度となります。

●下の証明書の場合、支払った共済掛金の額は、**B** 差引掛金欄の120,000円であり、上の表から所得控除額は15,000円となります。

(2) 地震保険料控除と旧長期損害保険料控除の選択適用

地震保険料控除額と旧長期損害保険料控除額を比較して、有利な方を選択できます。複数契約を有する場合は、契約ごと、年ごとに、地震保険料控除と旧長期損害保険料控除の選択ができ、その場合の合計の控除限度額は5万円となります。

●下の証明書の場合、地震保険料控除額は20,000円であり、旧長期損害保険料控除額の15,000円を上回るため、所得控除額は20,000円となります。

《様式》「地震保険料控除対象掛金証明書」

この欄を使用します。

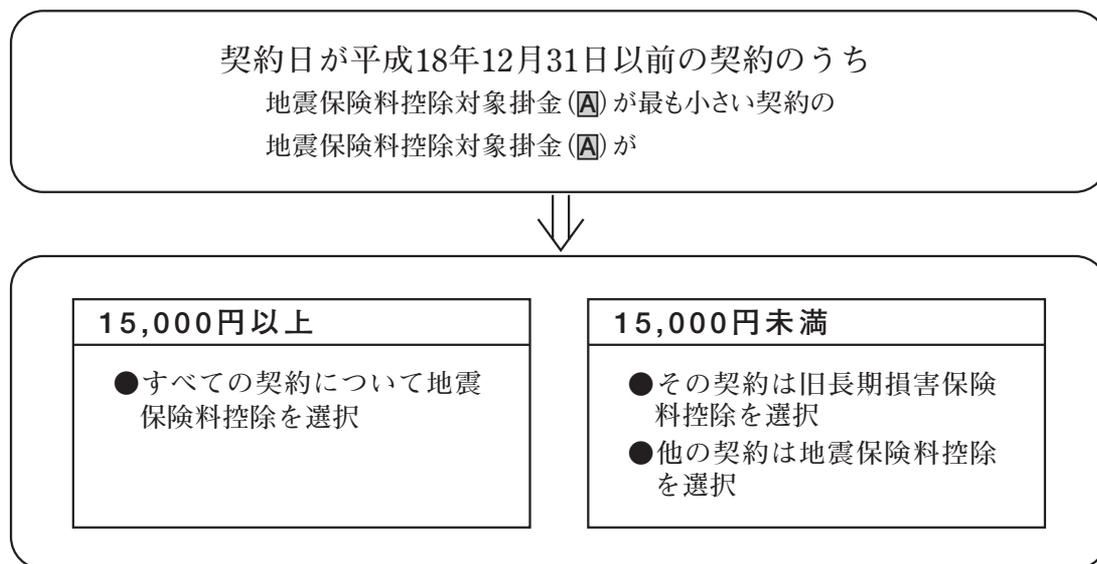
A 控除対象掛金証明額 20,000

B 差引掛金 120,000

※**B**は経過措置の選択が可能な場合のみ記載されます。

注) 上記様式は実際と異なることがあります。

(3) 地震保険料控除と旧長期損害保険料控除の選択のためのフローチャート（簡便法）



- 注) 1. 契約日が平成18年12月31日以前の契約でも、平成19年1月1日以後に、共済掛金の増減を伴うような変更があった場合や契約者変更をした場合などは、その年以降、旧長期損害保険料控除を選択できません。
2. 地震保険料控除対象掛金 (A) が最も小さい契約の共済掛金（割戻金等控除後の差引掛金(B)）が20,000円未満のときは、2契約以上、旧長期損害保険料控除を選択した方が有利な場合があるなど個別に計算を要します。
3. このフローチャートは所得税を基準にしており、個人住民税については考慮していません。また、JAの建物更生共済のみを有する契約者を対象としています。
4. 実際の年末調整・確定申告にあたっては、ご契約者自身の判断にもとづいてご選択ください。

●具体例（契約Ⅰ・Ⅱは共済期間10年以上のもの）

	契約Ⅰ	契約Ⅱ	契約Ⅲ
契約年（暦年）	平成16年	平成18年	平成25年
(A)：控除対象掛金証明額	20,000円	10,000円	18,000円
(B)：差引掛金 (旧長期損害保険料控除額)	120,000円 (15,000円)	60,000円 (15,000円)	— (—)

- ① 平成18年以前契約のうち、地震保険料控除対象掛金 (A) が最も小さい契約は、契約Ⅱです。
- ② その地震保険料控除対象掛金 (A) は10,000円ですから、15,000円未満になります。
- ③ よって、その契約（契約Ⅱ）は旧長期損害保険料控除（15,000円）を選択、他の契約（契約Ⅰ）は地震保険料控除（20,000円）を選択します。
- ④ 契約Ⅲの地震保険料控除（18,000円）と合計すると、53,000円となりますが、地震保険料控除額の限度は50,000円のため、結果として所得控除額は50,000円となります。

3. 地震保険料控除を受ける手続き

年末調整または確定申告の際、証明書を添付し、所定の手続きを行う必要があります。

注) 所得税の年末調整・確定申告を行った場合、住民税については改めて申告する必要はありません。

※平成25年1月末現在の法令等にもとづき記載しております。